河口湖南中学校組合共同企業体取扱要綱

河口湖南中学校組合共同企業体取扱要領

（富士河口湖町共同企業体取扱要綱、富士河口湖町共同企業体取扱要領準用）

富士河口湖町共同企業体取扱要綱

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　経常建設共同企業体（第４条―第９条）
第３章　特定建設工事共同企業体（第10条―第18条）
第４章　補則（第19条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この告示は、町が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（企業体の運用形態）

第２条　共同企業体の運用形態は、原則として各構成員対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2　出資比率の最小限基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

２社の場合　30パーセント以上　　３社の場合　20パーセント以上

（共同企業体の種類）

第３条　共同企業体は、年間を通して結成される共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）及び特定の工事ごとに結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）とする。

第２章　経常建設共同企業体

（結成）

第４条　経常建設共同企業体は、構成員の施工能力の増大を図り、その受注機会を確保することを目的として結成するものとする。

（対象工事）

第５条　経常建設共同企業体の施工対象工事は、町長が適当であると認める工事とする。

（入札参加手続）

第６条　経常建設共同企業体が、本町が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

（資格審査の申請）

第７条　経常建設共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。

(1)　構成員は、資格者名簿に登載された県内の建設業者（最上位等級に格付けされたも

のを除く。）であること。

(2)　構成員は、2業者であること。

(3)　資格審査を申請する建設工事の種類は、すべての構成員が単独業者として、資格者名簿に登載された建設工事の種類であること。

(4)　構成員の級別格付けは、同一等級又は直近等級であること。

(5)　構成員の組合せは、経常建設共同企業体の級別格付けが、構成員各個の格付けより昇格するものであること。ただし、級別格付けの昇格は、構成員のうちで上位に格付けされている者の級別格付けよりも2級以上昇格する場合であっても1級に制限する。

2　構成員は、同一の建設工事の種類について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。

3　級別格付けが最上位等級の者又は中小企業等協同組合は、構成員となれないものとする。

4　第1項の申請は、経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　経常建設共同企業体協定書（様式第2号）

(2)　経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）

(3)　各構成員の経営事項審査通知書の写し

（資格審査及び格付け）

第８条　建設工事については、次に掲げる事項を審査し、単体企業に準じて級別格付けを行うものとする。

(1)　各構成員の工事の種類別年間平均完成工事高の合計値

(2)　各構成員の自己資本額及び職員数のそれぞれの合計値

(3)　各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値

(4)　各構成員の技術職員数の合計値

(5)　各構成員の営業年数の平均値

（代表者の選定）

第９条　代表者は、構成員において決定された者とする。

第３章　特定建設工事共同企業体

（結成）

第１０条　特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

（対象工事）

第１１条　特定建設工事共同企業体の対象工事は、工事の種類規模等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が認められる工事でおおむね1億５千万円以上の規模のものとする。

2　その他町長が必要と認める工事とする。

（構成員の選定）

第１２条　特定建設工事共同企業体の構成員の選定は、別に定める指名選考委員会の選考に基づき行うものとする。

2　選考に当たっては業者をグループに区分して行うものとする。

3　特定建設工事共同企業体の構成員が選定されたときは、その旨を町長に様式第4号により報告する。

4　町長は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該構成員に様式第5号により通知するものとする。

（入札参加手続）

第１３条　前条に基づき、特定建設工事共同企業体の構成員に選定された者が、特定建設工事共同企業体として、本町が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとするときは、特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

（資格審査の申請）

第１４条　特定建設工事共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。

(1)　構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。

(2)　構成員は、5業者以内であること。

(3)　当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。

(4)　当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(5)　構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。

2　構成員は、同一の建設工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

3　第1項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第6号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第7号）その他申請に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

4　特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請及び協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

（資格審査）

第１５条　特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、第14条第1項の申請に基づいて行うものとする。

（代表者の選定）

第１６条　代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

（指名選考）

第１７条　指定建設工事企業体の指名の選考は、別に定める富士河口湖町工事請負入札指名業者選定委員会の選考に基づき行うものとする。

（指名）

第１８条　契約担当者は、第16条の規定により指名選考された特定建設工事共同企業体を指名するものとする。

第４章　補則

（その他）

第１９条　この告示に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

富士河口湖町共同企業体取扱要領

1　富士河口湖町共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）第 14 条第３項のその他申請に必要な書類は次の各号に掲げる書類とする。

（1）　許可を受けている建設業一覧表(様式第１号)

2　入札書の形式は、次のとおりする。

〇〇共同企業体

代表者　　〇〇建設株式会社　代表取締役　何　某　印

〇〇建設株式会社　代表取締役　何　某　印

〇〇建設株式会社　代表取締役　何　某　印

3　契約書における相手方の表示

２に同じ

4　契約書中に特記すべき事項

「〇〇建設株式会社外〇社は、別紙〇〇共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。」

5　契約約款中特記すべき事項

「発注者は、工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて代表者〇〇建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」

様式第１号

商号又は名称

許 可 を 受 け て い る 建 設 業

許可の種類	許　　可　　番　　号	許可年月日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日
特定・一般 工事業	建設大臣 許可（　－　）第　　号 県知事	年　月　日